

【手続書類の郵送請求は受け付けておりません。対象者区分に応じた PDF ファイルをダウンロードしてご利用ください。】

2026 年 12 月施行の制度改正により、iDeCo の拠出限度額が引き上げられます。

これに伴い、2026 年 12 月分（2027 年 1 月引落分）から掛金額の増額を希望される方を対象に、専用帳票による掛金額変更手続きの事前受付を行います。

■対象者

事前受付の対象は、次のすべてに該当する方です。

- ・第 1 号被保険者（自営業者等）、第 2 号被保険者（厚生年金被保険者）または任意加入被保険者の方
- ・現行の拠出限度額を超える掛金額への増額を希望される方
- ・2026 年 12 月分（2027 年 1 月引落分）の掛金から変更を希望される方
- ・現在、掛金を「毎月定額」で納付している方

※第 3 号被保険者の方は、今回の制度改正による拠出限度額の変更がないため、事前受付の対象外です。

※減額や現在の掛金額から変更しない場合は事前受付できません。

※実際に拠出できる上限額は、加入している年金制度や企業年金制度の状況、国民年金基金・付加保険料等への加入状況などにより異なります。希望する金額まで増額できない場合があります。

■手続き方法

本事前受付は、野村證券を運営管理機関とする iDeCo 加入者の方が対象です。

加入者区分に応じて、PDF をダウンロードしてください。

※専用帳票は掛金額の変更のみご利用いただけます。専用帳票では、氏名、住所、年金種別、企業年金制度等の加入状況コードなどの変更手続きはできません。変更がある場合は、別途、所定の変更手続きを行ってください。

■受付期間

2026 年 9 月 1 日（火）から 2026 年 10 月 30 日（金）まで

※iDeCo 受付センター必着

※お手続き書類に不備がある場合や、受付状況等によっては、2026 年 12 月分（2027 年 1 月引落分）からの掛金額変更間に合わない場合があります。お早めにお手続きください。

■受付処理および受付後のご連絡について

ご提出いただいたお手続き書類は、2026 年 12 月以降、国民年金基金連合会において順次受付処理を行います。そのため、書類をご提出いただいてから受付処理が行われるまで、一定期間お時間がかかります。

国民年金基金連合会で受付処理が行われるまでの間、手続きの進捗等のご案内はできませんので、あらかじめご了承ください。

書類の不備や確認事項がある場合に限り、当社からご連絡することがあります。

■手続きのキャンセルについて

お手続き書類を提出した後は、掛金額変更手続きのキャンセル（取消し）はできません。書類を提出する前に、変更後の掛金額を必ずご確認ください。

■事前受付を利用しない場合

手続き書類のダウンロードや郵送での手続きが難しい場合は、2026 年 12 月 1 日以降、国民年金基金連合会が運営する e-iDeCo（イー・イデコ）サービスをご利用ください。

※e-iDeCo は、マイナポータルを活用したご契約者向けのオンラインサービスです。

※e-iDeCo による手続きの場合、掛金額の変更が適用される時期は、手続き完了日等により異なる場合があります。詳細は e-iDeCo の画面および案内をご確認ください。

【ご注意ください】

- ・掛金額の変更は、原則として年 1 回までです。
- ・ただし、2026 年 12 月施行の拠出限度額引上げに伴い、施行前の拠出限度額を超える金額への初回の増額変更については、2027 年 11 月 30 日まで、年 1 回の変更としてカウントされない取扱いがあります。
- ・現在、月別指定（年単位）拠出を選択している方が、毎月定額拠出へ変更する場合は、今回の専用帳票とは別の手続きが必要です。
- ・第 2 号被保険者の方は、他制度掛金相当額等との合算額で拠出限度額が決まります。必ず事業主に確認したうえで、限度額の範囲内で掛金額をご記入ください。